

市民意見公募手続実施要領

下記のとおり市民意見公募手続を実施しますので、ご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

記

1. 意見を募集する事案名 松山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)

2. 意見を提出できる方

- ・松山市内に住所を有している方
- ・松山市内にある学校に在学している方
- ・松山市内にある事務所・事業所に勤務している方
- ・松山市内に事務所・事業所を有している方や法人その他の団体

3. 意見提出期間 令和7年10月22日(水) ～ 令和7年11月20日(木)

4. 意見募集に当たり公表する資料

松山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)の概要

【実施事案の関係資料】

- ・市民意見公募手続の実施事案について

5. 意見募集に当たり公表する資料の公表方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・市民閲覧コーナーでの閲覧
- ・保育・幼稚園課での閲覧又は配布

6. 意見の提出方法

別紙『市民意見公募手続実施事案に対する意見提出書』に、住所、氏名、連絡先等の必要事項と意見をご記入いただき、次の①～④の方法により、下記【お問合せ先】までご提出ください。

なお、『市民意見公募手続実施事案に対する意見提出書』で記入を求めている内容が含まれていれば、個別に作成していただいた様式によりご提出いただいても結構です。

【提出方法】 ① 持参 ② 郵送 ③ FAX ④ E-mail

7. 手続実施結果の公表

ご提出いただきました意見の内容やそれに対する市の考え方に関しましては、取りまとめた上で当該実施事案の最終案を作成後、市ホームページへの掲載や市民閲覧コーナーでの閲覧などの方法により公表します。

ただし、意見を提出された方の氏名や住所などの個人情報などについては、公表しません。

【お問合せ先】

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所 こども家庭部 保育・幼稚園課 施設担当

TEL:(089)948-6224

FAX:(089)934-1021

E-mail:hoiku@city.matsuyama.ehime.jp